

お知らせ

子育て広場 年末年始期間の休業日のお知らせと利用について

子育て広場は、次のとおり休業します。

○休業日 令和3年12月29日～令和4年1月3日

なお、休業日以外は次のとおり開設しています。

子育てに関する相談、お子さんのお友達づくり、親同士の情報交換の場としてご利用ください。また毎月、親子のできる作品づくりやベビーマッサージ、親子体操などの講座も開催していますので、お気軽にご参加ください。

○開設日 毎週火・水・木曜日(祝日および休業日を除く)

○開設時間 10:00～16:00

○利用対象者 保育所(園)に通っていない3歳未満児とその保護者

○場所 総合保健福祉センター(かがやき)2階

○利用料 無料



問 子育て広場【直通】 ☎53-1401 ※開設時間外は本庁こども課へ転送されます。

〔総合保健福祉センター(かがやき)内〕受付時間/火・水・木曜日 10:00～16:00

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

(1)市内に住所を有する方

(2)次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方

ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由

イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由

ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由

エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用ができません。

(1)感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合

(2)疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合

(3)専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合

(4)委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用登録申請書はこども課に備え付けております。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

令和4年常陸大宮市消防出初式に伴うサイレンの吹鳴について

令和4年常陸大宮市消防出初式を次のとおり開催します。

当日、団員召集のためサイレンを7:00に1分間吹鳴しますので、火災と間違わないようご注意ください。

○日時 令和4年1月9日(日) 開会9:00

○場所 おおみや消防広場(辰ノ口橋上流 久慈川河川敷)

○内容 消防功労者(消防団員を含む)の表彰

※雨天時は、会場を西部総合体育館に変更し、9:00より開催します。

問 消防本部総務課地域消防G ☎53-1152